

ちゅうこうせいむ
中高生向け

み え けん
三重県
こ じょう れい
子ども条例

こ あん しん
すべての子どもが安心してくらせるようになるために



ばん
デジタル版

こんな悩みはありませんか？

おとな いけん
大人の意見を
お押し付けられる



SNSで
わるぐち か
悪口を書かれる



いじめられて
きず
傷ついている



あんしん
安心できる
いばしょ
居場所がない



いえ てつだ おお
家の手伝いが多くて
しゅくだい
宿題ができない



こま 困ったときに
そうだん
相談できる
ところがない



こ けん り まも
子どもの権利が守られていない一例です。
こ ゆた すこ そだ
子どもの豊かで健やかな育ちについて
かんが
考えてみませんか？



三重県子ども条例の紹介

子どもの権利条約の理念にのっとり、
子どもの権利が保障される社会の実現を
目指して制定された条例です。

条例が大事にしていること（基本理念）

子どもは、生まれながらに
権利を有し、いかなる理由による
差別も受けることがない



子どもも大人と同じようにたくさん
権利をもっていて、
子どもだけが持つ権利もあります。
人種、性別、考え方、障がい、経済状況など、
どんな理由でも差別されません。

子どもは、生命及び健康が守られ、
健やかに成長することができる



子どもは犯罪や事故、危ないことから
守られ、健やかに育つことができます。

子どもは、自分の意見を表明し、
多様な社会的活動に
参加することができる



子どもは自分の思いや意見を自由に
大人に伝えることができます。
学校や地域の社会活動に参加したり、
子どもの意見を社会に生かしたりすることが
できます。

子どもは意見が尊重され、
最善の利益が考慮される



子どもの意見が大切にされます。
大人は、子どもにとって、もっとも
よいことは何かを優先して考えます。

子どもの権利条約とは

1989年に国連総会において採択。日本は1994年に締約国となりました。
子どもも、大人と同様にひとりの人間として権利を認め、成長の過程にあって
保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。

こ 子どものために大人がやること

おとな 大人は子どもの権利を守るために、それぞれ役割を持っています。
みんなが協力して、子どもを支えます。

がっこうとうかんけいしゃ 学校等関係者

子どもの安全の確保や子どもが安心して学び、育つことができる環境づくりに努めます。
子どもが子どもの権利について学び、意見を表明することができるよう支援します。

し えんだんたい 支援団体

専門性を生かした活動を通じて、子どもの育ちを見守り、支えるよう努めます。

ほ ごしゃ 保護者

子どもを大切に育てる責任があることを理解し、行政や支援団体などから必要なサポートを受けながら、子どもが安心して育つ環境を作るように努めます。

じ ぎょうしゃ 事業者

働く人が仕事と家庭の両方で充実した生活ができるように職場環境を整え、地域で子どもが成長できるように支援する取組の推進に努めます。

れん けい 連携 きょうりょく 協力

けんみん 県民

子どもに関する施策について理解を深め、積極的に協力するよう努めます。



けん 県

県は、子どもに関する施策を計画的に進め、子どもの意見や最善の利益を大切にします。
市町と協力し、保護者や学校、地域の人々が協力できるよう支援し、みんなで子どもを支える取組をサポートします。

み え けん 三重県がやっていること

ぎゃくたい
虐待・いじめなどの
けんり しんがい
権利侵害から
こどもをまもります。

(11 条)



こどものあんぜん
安全と
あんしん
安心のための
とりくみ すいしん
取組を推進



こどものけんり
権利を
まも
守るための
しくみ
仕組みづくり



すべてのこどもがゆたかに
そだ育つことができるように
しえん支援します。

(13 条)



とくべつ しえん ひつよう
特別な支援が必要な
こどものせいちょう
子どもの成長へのサポート

こどものいけん
意見
けん とりくみ
県の取組に
はんえい
反映します。

(14 条)



こどものけんり
権利について、みんなが
まな き かい ていきよう
学ぶ機会を提供します。

(12 条)



こそだ
子育てをしている家庭が
かてい あんしん
安心して
くらせるようにしえん
暮らせるように支援します。

(15 条)



ひとりでも悩まないで

家族のこと、将来のこと、友達のこと、
自分のこと、誰にも言えないこと

「誰かに話を聞いてもらいたいけど
どうしたらいいかわからない」



「相談するのって少し不安」

そう思うかもしれない。
でも、あなたの気持ちが一番大切だから。
あなたの話を、聞かせてほしい。



子どものための相談電話

こども ほっと ダイヤル
☎0800-200-2555
受付 13:00 ~ 21:00 12/29 ~ 1/3 を除く

※ひみつは守ります
※電話代はかかりません
(三重県内の発信のみ)

LINE でも相談できます



こども ほっと ダイヤル LINE 相談
受付 13:00 ~ 21:00 12/29 ~ 1/3 を除く

※ひみつは守ります
※トーク相談のみ

あなたや周りの子の「権利」が守られていないとき、
あなたならどうしますか？

三重県子ども・福祉部 少子化対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13

☎: 059-224-2404 FAX: 059-224-2270 E-mail: shoshika@pref.mie.jp

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001187904.pdf>

三重県子ども条例
の全文

